

システム障害等に係る
コンティンジェンシー・プラン
(緊急時対応計画)

東京工業品取引所

平成19年5月15日

システム障害等に係るコンティンジェンシー・プラン（緊急時対応計画）

東京工業品取引所

本所は、本所売買システム及び関連する他のシステムにおける障害の発生により、本所における取引を継続することができないまたは継続することが適当でないとは判断される状況が発生した場合に備え、以下のとおり本所市場における取引に関するコンティンジェンシー・プランを定め運用を行う。

また、当該プランはシステム障害に限らず、天災地変または電力・通信網をはじめとする社会インフラの停止等、原因となる事象を問わず、本所市場における取引を継続することが出来ないまたは継続することが適当でないとは判断される状況が発生した場合において適用する。

1. 具体的な対応策及び根拠規定等

	障害発生箇所等	想定される障害ケース	本所の対応	考え方	主な根拠規定
1	本所の売買システム	(1)全ての商品において取引が困難となった場合 (2)一部の商品において取引が困難となった場合	<ul style="list-style-type: none"> 全ての商品の立会について、中断または休止する。 障害となった商品の立会について、中断または休止する。(障害となった商品に派生するオプション取引がある場合は、当該オプション取引の立会についても、中断または休止する。) 障害状況等が他の商品の立会にも影響 	<ul style="list-style-type: none"> 売買システムの障害等により、売買システムが稼動しなくなった場合、売買システム以外の代替手段がないため。 売買システムの障害等により、売買システムが稼動しなくなった場合、売買システム以外の代替手段がないため。 オプション取引は、現物先物取引の派生商品であるため。 	業務規程第6条(立会の臨時開閉)及び第76条(臨機の措置) システム売買実施細則第15条(売買注文等の規制)、第16条(規制時の売買注文等の扱い)及び第17条(会員端末等障害時の対処)

	障害発生箇所等	想定される障害ケース	本所の対応	考え方	主な根拠規定
		<p>(3)オプション取引において取引が困難となった場合</p> <p>(4)一商品の一部の限月において取引が困難となった場合</p>	<p>するおそれがあると本所が認めるときは、他商品の立会について、中断または休止することがある。</p> <p>・障害となったシリーズの立会について、中断または休止する。(当該オプション取引の原商品である現物先物取引の立会については継続する。)</p> <p>・障害が発生した限月の立会について、中断または休止する。ただし、障害状況等を総合的に勘案し、本所が必要と認めるときは、当該商品の全限月の立会について、中断または休止することがある。(障害となった商品に派生するオプション取引がある場合は、対応する限月のオプション取引の立会についても、中断または休止する。)</p> <p>なお、納会日における当月限の取引または取引最終日のオプション取引における当月限の取引において、当日中に立会再開が困難な場合には、当該限月の立会について、翌営業日以降延期しない。()</p>	<p>・可能な限り原商品の取引を継続し、市場参加者に取引機会を提供するため。</p> <p>・可能な限り障害が発生した限月以外の取引を継続し、市場参加者に取引機会を提供するため。</p>	<p>業務規程第 6 条(立会の臨時開閉)及び第 76 条(臨機の措置)</p> <p>システム売買実施細則第 15 条(売買注文等の規制)、第 16 条(規制時の売買注文等の扱い)及び第 17 条(会員端末等障害時の対処)</p>

別紙「納会日における当月限の取引(取引最終日のオプション取引における当月限の取引を含む)にシステム障害等が発生し、当日中の立会再開が困難となった場合の取扱いについて」参照

	障害発生箇所等	想定される障害ケース	本所の対応	考え方	主な根拠規定
		<p>(5)注文受付通知、注文取消通知または約定通知等の通知ができなくなった場合</p> <p>(6)全ての会員端末が使用できない市場会員の数が、2割超に相当する社に達した場合</p>	<p>・不具合が発生した商品の立会について、中断または休止する。</p> <p>・全ての商品の立会について、中断または休止する。</p>	<p>・会員及び市場参加者等が取引状況を把握できないことにより、混乱を招くおそれがあるため。</p> <p>・市場参加者取引機会を提供するため、可能な限り取引の継続を図るが、相当数の社が取引に参加できないことにより、取引の流動性が低下し、公正な価格形成に支障をきたす恐れがあるため。</p>	<p>業務規程第6条(立会の臨時開閉)及び第76条(臨機の措置)</p> <p>システム売買実施細則第15条(売買注文等の規制)、第16条(規制時の売買注文等の扱い)及び第17条(会員端末等障害時の対処)</p>
2	本所の相場報道システム	・本所の相場報道システム(本所ホームページ及び相場音声案内システムは除く)に障害等が発生し、相場情報の提供が困難な場合	・障害状況等を総合的に勘案し、本所が必要と認めるときは、立会について、中断または休止することがある。	・相場状況が十分に伝達されない中で取引が行われることにより、公正な価格形成が損なわれるおそれがあるため。	<p>業務規程第6条(立会の臨時開閉)</p> <p>システム売買実施細則第15条(売買注文等の規制)、第16条(規制時の売買注文等の扱い)</p>
3	会員の自社システム	・会員の自社システムに障害等が発生し、インターネット、ISVまたは各支店等からの注文発注が困難な場合	・立会を継続する。	・会員は会員端末(売買端末)から直接注文発注ができるため。	<p>業務規程第6条(立会の臨時開閉)</p> <p>システム売買実施細則第15条(売買注文等の規制)、第16条(規制時の売買注文等の扱</p>

	障害発生箇所等	想定される障害ケース	本所の対応	考え方	主な根拠規定
					い)及び第 17 条(会員 端末等障害時の対処)
4	清算機関	清算機関(「株日本商品清算機構」をいう。以下 同じ)において商品取引債務引受業に係る業務の 臨時停止、決済時限の延期を行った場合	・本所は、清算機関の措置等を助案し、立 会について、中断または休止することが ある。	・未決済取引が累積することにより 決済リスクが増加することを回 避するため。	定款第 130 条(清算参 加者の決済) 業務規程第 6 条(立会 の臨時開閉) システム売買実施細 則第 15 条(売買注文等 の規制)、第 16 条(規制 時の売買注文等の扱 い)
5	天災地変等	・天災地変または電力・通信等、社会インフラに 起因したシステム障害等が発生した場合	・ 1 ~ 4 を準用する。	・ 1 ~ 4 と同様。	定款第 130 条(清算参 加者の決済) 業務規程第 6 条(立会 の臨時開閉)及び第 76 条(臨機の措置) システム売買実施細 則第 15 条(売買注文等 の規制)、第 16 条(規制 時の売買注文等の扱 い)及び第 17 条(会員 端末等障害時の対処)

	障害発生箇所等	想定される障害ケース	本所の対応	考え方	主な根拠規定
6	その他	・本所の売買システムの処理能力に比し過大な注文及び約定により、売買システムに障害が発生するおそれがある場合	・注文、約定及び取引の状況等を総合的に勘案し、本所が必要と認めたときは、全ての商品または一部の商品の立会について、中断または休止することがある。	・取引の継続に支障が生じるため。	業務規程第 6 条(立会の臨時開閉)及び第 76 条(臨機の措置) システム売買実施細則第 15 条(売買注文等の規制)、第 16 条(規制時の売買注文等の扱い)

2 . システム障害等発生時における会員等への通知・連絡体制

システム障害をはじめとする緊急事態発生時には、障害の状況（発生状況、取引の規制状況、復旧見通し等）及び今後の取扱い（立会再開に関する指示、立会再開後の運用スケジュール等）について、会員及び情報ベンダーに対し一斉同報ファックス、会員端末へのメッセージ発信並びに本所ホームページにより、その時点で利用可能な方法を用いて通知または連絡するほか、上記以外の関係諸機関に対しても併せて障害状況等を通知または連絡する。

以 上